

## 令和3年度 再々評価点検表（内部評価）

### 1 事業概要

事業名	淀川水系東谷支溪通常砂防事業		
担当部署	都市整備部河川室河川環境課砂防グループ（連絡先 06-6944-9302）		
事業箇所	茨木市泉原		
再々評価理由	再評価実施後5年間を経過した時点で未着工		
事業目的	当該事業は、土砂災害から、府民の生命・資産を守るため、人家等に直接的に土砂災害を及ぼす恐れのある溪流について、砂防施設の整備を促進し、土石流等の土砂災害に備えるものである。		
事業内容	砂防堰堤工 1基 堤高 H=7.0m 堤長 L=37.0m		
事業費 ( )内の数値は 前回評価時点のもの	全体事業費：約2.0億円〔国：1.0億円、府：1.0億円〕 (内訳) 調査費等約0.2億円 用地費 約0.1億円 工事費 約1.7億円	【工事費の内訳】 ・砂防堰堤工 約1.7億円	
事業費の変更理由	変更なし		
維持管理費	—		

### 2 事業の必要性等に関する視点

	事前評価時点 H18	前回評価時点 H28	再々評価時点 R3	変動要因の分析
事業を巡る社会 経済情勢等の 変化	○災害発生の危険度 人家等に直接的に 土砂災害を及ぼす恐 れのある溪流につい て、砂防設備の整備を 行い土石流等の土砂 災害に備える。  ○保全対象 人家戸数13戸 病院 府道80m	○災害発生の危険度 人家等に直接的に 土砂災害を及ぼす恐 れのある溪流につい て、砂防設備の整備を 行い土石流等の土砂 災害に備える。  ○保全対象 人家戸数13戸 病院 府道80m	○災害発生の危険度 人家等に直接的に 土砂災害を及ぼす恐 れのある溪流につい て、砂防設備の整備を 行い土石流等の土砂 災害に備える。  ○保全対象 人家戸数13戸 病院 府道80m	前回評価時から変動 なし

	事前評価時点 H18	前回評価時点 H28	再々評価時点 R3	変動要因の分析
地元等の 協力体制等	要配慮者利用施設の 対策として地元市の 協力を得ている。	用地交渉を行うものの協力を拒否。堰堤位置 等の見直しの検討を行ったが、現計画以外に 適地がないことから、今後においても事業の 進捗を図るのは困難。		変動なし  災害時要援護者施設 を要配慮者利用施設 に修正
事業の投資効 果 <費用便益分 析> または <代替指標>	[効果項目] 人命保護 家屋被害軽減  [分析結果] ・ B/C=2.64 B=4.88 C=1.85  [算出方法] 国土交通省河川局 砂防部 「土石流対策事業 の費用便益分析マ ニュアル」 (平成12年2月)  [受益者] 人家・避難所等の保 全	—	—	事業休止により算出 なし

	事前評価時点 H18	前回評価時点 H28	再々評価時点 R3	変動要因の分析
事業効果の定性的分析 (安心・安全、活力、快適性等の有効性)	[効果項目] 土砂災害による被害の軽減が図れる。要配慮者利用施設である病院を保全し、地域の安全・安心を図る。			前回評価時から変化なし  災害時要援護者施設を要配慮者利用施設に修正
事業の進捗状況 <経過> ①事業採択年度 ②事業着工年度 ③完成予定年度	①H19年度 ②H19年度 ③H23年度	①H19年度 ②H19年度 ③—	①H19年度 ②H19年度 ③—	用地交渉が難航
<進捗状況>		<ul style="list-style-type: none"> <li>全体 10% (0.2億円/2.0億円)</li> <li>用地 0% (0.0億円/0.1億円)</li> <li>工事 0% (0.0億円/1.7億円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体 10% (0.2億円/2.0億円)</li> <li>用地 0% (0.0億円/0.1億円)</li> <li>工事 0% (0.0億円/1.7億円)</li> </ul>	
事業の必要性等に関する視点	事業の必要性はあるものの、用地交渉が難航しており、事業協力を得られなかったこと、また堰堤位置等の見直しの検討を行ったが、現計画以外に適地がないことから、今後においても事業の進捗を図るのは困難と思われるため、休止を継続する。			

### 3 事業の進捗の見込みの視点

事業の進捗の見込みの視点	用地買収について地権者から同意が得られず、平成 28 年の再々評価時点において事業休止となった。現在においても着工の目途が立たないため休止を継続する。
--------------	---

### 4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	土石流の危険を回避するためには砂防堰堤の設置が必要不可欠であり、コスト縮減や代替案立案等の可能性はない。
---------------------	--

### 5 特記事項

自然環境等への影響とその対策	砂防堰堤の施工において建設地の植生を傷めてしまうこととなるが、その範囲を最小限に止め、自然環境への影響を極力軽減する。一方、砂防堰堤が完成すれば、溪床、溪岸の侵食が防止されるため、堆砂敷より上流の樹木を保全できる。
前回評価時の意見具申（付帯意見）と府の対応	—
上位計画等	【上位計画】 大阪府都市基盤整備中期計画（R3.3）
その他特記事項	—

### 6 評価結果

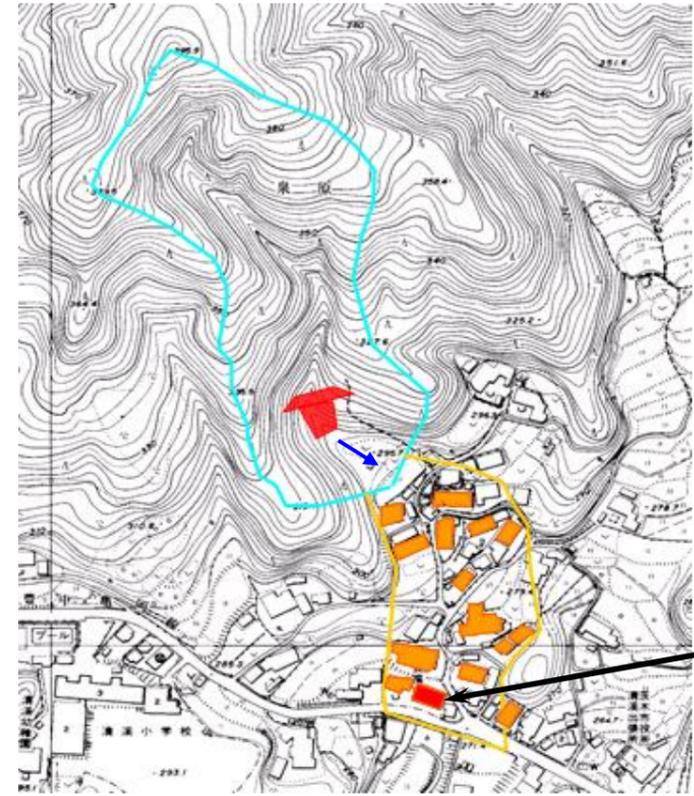
評価結果	<p>○事業休止の継続</p> <p>&lt;判断の理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府土砂災害対策審議会の提言に基づき、施設整備については事業の重点化を図ることとしており、当該溪流は事業の必要性はあるものの、優先順位は低いと判断。</li> <li>地元の事業協力が得られておらず、用地買収の見込みが立っていない。</li> </ul> <p>以上の理由から、事業休止を継続する。</p>
------	--

令和3年度 再々評価 (淀川水系東谷支溪通常砂防事業)

事業箇所図



平面図



標準断面図

